

通告 6 番目、14 番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 14 番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、市職員採用について。

職員の採用については、定例議会初日に、市長より行政報告がされてきたところではございますが、就職氷河期世代に対する支援、採用の取り組みについて質問をさせていただきます。

兵庫県宝塚市が氷河期世代を対象に行った正規職員の採用試験では、3 人の募集枠に約 1,800 人が応募し、当初の予定よりも採用枠を 1 人ふやし、4 人に内定を出すことにしたというニュースが話題となりました。安定した仕事に対する高いニーズを裏づけたとも言えます。

氷河期世代は、バブル崩壊で企業が新卒採用を抑えた 1993 年から 2004 年ごろに、学校の卒業期を迎えた世代、このとき正社員として就職が決まらなかった人は多くなっています。長引く不況による企業の採用抑制と派遣労働の規制緩和による正規雇用から非正規雇用への置きかえが広がった時代であり、文科省によると、2000 年前後の大卒の就職率は 50% 代にまで低下しました。本来なら働き盛りの年代ですが、非正規雇用や無業種状況など、不安定雇用状況が比較的多いなど、さまざまな課題に直面しています。

現在、売り手市場と言われる中でも、長く不安定雇用と低賃金で働いてきた氷河期世代においては、正規雇用への道は厳しいのが現実です。政府はアベノミクスの成果として、完全失業率が 25 年ぶりの低水準、有効求人倍率は 45 年ぶりに高水準だという高い指標を宣伝しておりますが、その内訳を見ると、非正規雇用が増大しており、その 7 割以上が年収 200 万円以下の低所得者であるという点は見逃せない問題です。さらに、これまで政治がこうした問題に目を向けず、長年放置されてきたことが問題の深刻化を招いています。

総務省の労働力調査によると、30 代半ばから 40 代半ばの就職氷河期世代の人口は約 1,689 万人、平成 30 年現在です。このうちフリーターなどは約 52 万人、他の派遣社員や契約社員ら非正規で働く人や無職の人は約 400 万人に上るという結果が出ています。政府は、ことし 6 月にまとめた支援プログラムで、2020 年度までの 3 年間で集中的に取り組み、正規雇用を 30 万人ふやす目標を掲げました。

就職氷河期世代に特化した支援策に、今後 3 年間で 600 億円超を投じる方針を固

めたことも報道されております。政府が対策に挙げたのは、今は 30 代半ばから 40 代半ばの働き盛りになったが、アルバイトなど非正規雇用やこうした現状は放置できない。この世代が老後を迎える 40 年ごろ、60 歳以上の人口は最多となる。手を打たないと生活に困窮する高齢者がふえ、生活保護など社会保障費の増大が見込まれると、こうした理由からです。

しかし、深刻化している人材不足に対処するために、人材労働供給源とする意図が透けて見える。問題を解決する支援とは言いがたいとの指摘や当事者からも実態を全くわかっていないなどといった批判の声も出ています。そもそもこの問題の根本は、企業の要請に応え、派遣労働や非正規雇用を広げ、雇用の調整弁として労働者を使ってきたことにあります。

まず、前提として、規制緩和など、政治的な背景のある就職氷河期世代を生んでしまったことに対し反省し、再びこのような世代を生み出さないために、安定した雇用環境を整えること。そして、企業への就労メディアなど、画一的な支援策ではなく、なかなか社会とつながりが持てない方や在宅でも可能な就労など、将来の見通しを持てるよう、一人一人に寄り添った支援が必要ではないかと私は思っています。

国の方針は、3 年間で集中的に取り組むとのことですが、これまで長いと 20 年近く安定した職につくために、何度も何度も挑戦をし続け、将来への不安を抱えながら働いてきた実情を考えると、貧困や引きこもりなどとの問題と切り離せないのも現実です。

今後、具体的に取り組みが始まるかと思いますが、重要なのは、施策の実効性を高めることです。就労を希望する人のニーズを把握し、きめ細かやかな対応が今後求められると考えます。

まず 1 点目に、就職氷河期世代への支援と対策について、市の考えと施策はどうかをお聞きします。

2 つ目は、就職氷河期世代の採用の取り組みについて、安倍首相は、国家公務員の中途採用を初め国の関係機関や自治体も取り組みを広げるべきとしています。就職氷河期世代の雇用支援を目的に始まった宝塚市の採用試験では、グループワークや面接による選考が進む中で、採用担当者は、この世代ならではの強みに気づき始めました。試験後に行われた選考会議では、いろいろな経験をしている面では、1 つの仕事をしているよりも強い面がある。福祉とか子育て施策だったり、実体験に近い経験をしている方が多いので、市役所の仕事とマッチしやすい人も多いかと、

こういった意見が出たとあります。こうした経験を生かす場としても、市でも採用の考えはないのかについてお聞きをいたしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の市職員採用についての就職氷河期世代への支援と対策、そして就職氷河期世代の採用の取り組みについてにお答えをいたします。

現在、政府では30代半ばから40代半ばの、いわゆる就職氷河期世代で非正規で働く方、就業を希望しながら、さまざまな事情により求職活動をしていない長期無業者など、約100万人と見ており、この世代の正規雇用者については30万人ふやすことを目指しています。

岩出市では年齢バランスも考慮し、毎年計画的に職員採用を行っているところがあります。市では正規職員としての氷河期世代を限定した採用は現在行っておりません。専門職において、氷河期世代の一部も含まれる年齢まで引き上げて、募集を行っているところであります。

詳細については、担当部長から答弁いたします。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の市職員の採用についての1点目、就職氷河期世代への支援と対策、そして就職氷河期世代の採用の取り組みについてですが、岩出市においても職員の年齢構成の状況では、氷河期世代と呼ばれる30代半ばから40代半ばにかけての職員数は、全体で25%と、その前後10年の世代が各32%であるのと比較すると、氷河期世代は若干少ない状況にございますが、市においては、毎年計画的に採用を行っており、また、一般事務職については年齢相応の積み重ねた行政経験も必要であることから、氷河期世代への受験資格対象の拡大は難しいと考えます。

一方で、保健師等の専門職においては、育児を一段落した方の職場復帰を見据えて、受験者の対象年齢の引き上げを行っているところであり、今年度においては保育士の対象年齢を37歳まで引き上げております。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1点目、一般職に至っては計画的に行っているのですが、氷河期世代に対する就職については、市としては難しいのではないかというふうにおっしゃいました。一方で、専門職に関しては、今回、保育士に対しては年齢対象を上げているということです。私、先日、保育士の採用について、これまでも保育士について

は、やはり子育て世代が終わった方々に正規の職員として雇ってもらうことが必要ではないかということをごをこれまで申し上げてきたわけで、それに対して、37歳までの年齢引き上げが行われてきたということです。

これはすごく私にとっては大事なことではあると思うんですが、実際に、私が問い合わせたときには、そのときには募集にまだ来られてない、募集に応募がないということをお聞きしました。現在、締め切りが終わっていると思いますが、その締め切りの時点での募集人数はどうだったのか。また、37歳という年齢制限になっておりますが、これをもう少し引き上げるといふ、そういったお考えはないのか、そのことについてお聞きをしたいと思ひます。

2つ目は、先ほども言ひましたが、氷河期世代には職業のトラブルや引きこもり状態になつた方もいる。安倍首相は、自治体や民間団体が連携し、こうした引きこもり状態になつた方々への支援も充実させたいとも考へているという報道がございました。もちろんそれには就職相談や引きこもり状態の方々の本人や家族など、相談体制や支援が重要となつてまいります。

市内の引きこもりの実態というのをつかんでいふことができるのか。また、今後つかもうとしているのか。そして、さらにはそうした方々の対策というのは具体的にあるのか、この辺をお聞きをしたいと思ひます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

保育士の応募人数が何名であったかという問いであったと思ひますが、応募者は6名でございます。

それともう1点、今後、年齢の引き上げですが、今回初めて37歳まで上げた、まだ段階でございますので、今後については状況を見て検討させていただきたいと思ひます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の引きこもり対策についてですけれども、現在、岩出市に在住する義務教育終了後の引きこもり状態にある方とその家族並びにその支援者を対象にした引きこもりサポート事業を引きこもり者支援のスキルの実績のある社会福祉法人に委託して実施してございます。

また、相談窓口を設置しまして、訪問や同行による支援、居場所の提供、自立就労のコーディネート等の支援を行つてございます。また、毎月1回ずつ、あいあい

センターと図書館で巡回相談等を実施してございます。

実態についてですが、詳細については、現在ちょっと把握はしてございませんが、相談実績としましては、年間で約 299 名の相談件数がございます。

済みません。先ほどの年間実績と言いましたが、4月から11月ということですので、申しわけございません。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 先ほど、市来議員の再質問の際に、保育士の募集の応募の状況を6名とお答えいたしました。消印有効の者が1名、郵便で来ているということで、7名ということで訂正させていただきます。申しわけございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 学校給食の安全性について。

輸入小麦で作られたパンから発がん性の疑いのあるグリホサートが検出され、学校給食のパンの安全性に不安が広がっています。グリホサートは、アメリカのモンサントのラウンドアップなどの除草剤に使われる化学薬品、世界中で一般的に使われている除草剤の成分、グリホサートにさらされると、がんのリスクが41%増大するという研究結果が、このほど学術誌にも発表されました。

ワシントン大学の研究チームは、これまでに発表された調査結果を検証した結果、グリホサートの主成分とする除草剤と免疫系のがん、非ホジキンリンパ腫のリスク増大との因果関係が認めれたと発表しています。

世界保健機関、WHOの国際がん研究機関は、人に対して、恐らく発がん性があるというグループにグリホサートを分類しています。この除草剤が原因で、非ホジキンリンパ腫を発症したという訴えも相次ぎ、2017年までに800人以上がモンサントを提訴、翌年には原告の数が数千人に膨れ上がり、モンサントに対して賠償金の支払いを命じる判決も出ています。

現在、日本は、年間500万から600万トンの小麦をアメリカ、カナダなどから輸入しています。農林水産省によると、輸入小麦のグリホサートの残留分析結果でも、アメリカ産は97%の検出率、カナダ産は100%の検出率という結果が出ています。

国内の大手の3社の小麦からグリホサートが検出されたという報道もあり、小麦

の流通については、国が一括して海外から入れたものを国内に流通しているので、この大手3社だけではなく、国内に流れているものほとんど、ほぼ同様の小麦が流れていると思います。

農民連食品分析センターは、このほど小麦を使用した各種メーカーの食パンを検査したところ、国産小麦を原料とした食パンからはグリホサートが検出されていない。輸入小麦を使用した食パンからは検出されているという結果が出ました。

さらに、学校給食会のホームページに公開されていた情報をもとに、給食に出されるパンを分析、国産と輸入小麦を配合したパン、輸入小麦のみを使用したパン、国産小麦だけを使用したパンを分析したところ、結果、国産小麦のみを使用したパンだけが検出されませんでした。

輸入小麦を利用したものは残留濃度 0.05 から 0.08 p p m が検出されています。感受性が強い子供たちが食べて大丈夫なのかということが心配になります。安全性を問えば、国の基準値以下や検査が行われている。だから問題ないと安心しているかもしれません。しかし、日本は農薬メーカーの要望に応じて、2017年にグリホサートの残留基準値を 5 p p m から 30 p p m まで緩和し、そして、基準を超える違反はないと検査数値を公表していません。

しかも、今の摂取状況ならば、人体には影響がない。発がん性の心配はないとしています。しかし、世界を見てみますと、オーストリア、チェコは全面使用禁止、ベトナムは輸入禁止など、規制の動きが世界に広がっております。世界の流れに逆行する日本政府、最近、健康や食物・食品に対する市民・国民の意識が高まっていることもあり、規制の緩和で消費者の間でも不安が高まっています。

国会で学校給食のパンから発がん性が指摘される化学物質、グリホサートが検出されている問題では、江藤農水相は学校給食については、少しステージが違うと思うので考えたいと述べています。学校給食は、安心・安全なものを子供たちに提供することが一番です。

市でも地産地消に取り組み、また徹底した衛生管理、食育の学習などを行っているところではございますが、質問をいたします。

まず初めに、グリホサートなど農薬の危険性の認識について、お聞きをいたします。

2つ目は、市内学校で提供されているパンの小麦の割合、国産、外国産、どれぐらいになっているのかをお聞きします。

3つ目は、安全性は確保されているのかについて、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の学校給食の安全性についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、グリホサートなどの農薬の危険性については、小麦粉から除草剤の成分、グリホサートが検出されたと報道されたことは認識してございますが、発がん性があるとする国際がん研究機関（IARC）と発がん性はないとする国際連合食糧農業機関（FAO）、世界保健機構（WHO）と合同残留農薬専門家会議（JMPR）と評価が分かれているのが現状であると聞いてございます。

2点目の小麦の国産、外国産の割合についてでございますが、給食パンの小麦は、100%外国産を使用しております。

3点目、安全性確保についてであります。基本的に、学校給食で使用する食材等は国の食品衛生法の規定に基づき検査されたものであり、安心・安全なものを提供できるよう常に配慮し、地産地消を推進する中、可能な限り県内産・国内産のものを提供できるように努めているところです。国産が少ない小麦粉については、国の残留基準値を下回る検査証明書つきのを製粉会社から購入しており、議員ご指摘のとおり、引き続きバランスのとれた献立づくりに努めるとともに、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず、市内学校で提供されているパンの小麦については、100%が外国産ということでありました。先ほど私が申したとおり、アメリカ産やカナダからの輸入の小麦にはグリホサートが検出がされているという結果が出ています。これについて国が検査を行っているから安全であるという認識になっていると思うんですが、パンについて、実際、残留農薬の検査を行ったということはありますでしょうか。

例えば、学校給食会、そこを通して、そういう検査が行われているのであれば、その数値を把握しているのか。また、やっていないのであれば、やはり一度検査を試みるのも、やっぱり大丈夫かどうかというのは、もちろん目で確かめるということも大事であります。より安全な子供たちに食を提供するのであれば、もちろんそういうのを知った上でも大丈夫だということを言い切ることのほうが、私は重要ではないかと。であるならば、検査をするべきではないかという形がありますので、その検査についてはどうなのかということをお求めたいと思います。

また、国産の小麦、全量使用に踏み切ることが一番ではございますが、しかしながら、小麦はなかなか日本では独自で生産できるという、全てのものをということにはなりません。

例えば、今、米粉を使用したパンだったりとか、小麦にかわるものでパンがつけられるという時代もできてきています。例えば、そういうものを導入することができないのかどうか、これもぜひ検討してみる価値はあるのではないのでしょうか。

また、小麦を使用しているのはパンだけではなくありません。麺類やパスタなどにも含まれますが、こうした小麦の割合や検査等々はどのようになっているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず1点目に、岩出市の給食パン、グリホサートの調査すればということですが、製粉会社、製造元のほうへ問い合わせましたところ、カナダ産が0.3ppm、アメリカ産が1.5ppmということで、いずれも基準値を下回ってございます。

それから、小麦にかわる原料でということですが、これは今後研究したいと思います。

それから、パスタ等のお話も出ましたが、これも納品業者に問い合わせましたところ、国の安全基準に適合したものを使っているということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、やはり小麦に対する製粉会社からの問い合わせによって、やっぱり多少なりとも、先ほど私が申し上げたように、出ているという結果があらわれています。先ほど言いました農水省のほうでも、やっぱり学校給食については少し違うと。子供たちが食べるもので、ステージが違うと思うので考えたいと述べているのと同じように、やはりここは研究することも必要ではないかと。先ほど言ったみたいな米粉に対するものを使用するとか、そういったことについては十分研究を行い、ぜひそういうことをパンの会社ですね、提供をいただいているところも含めて、提案をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 小麦にかかわらず、国内で流通している食品等につきましては、全

て厚生労働省等におきまして、安全委員会で検査されているということでございますので、我々としましては、やはり国の基準を下回ったものを使用していく。給食だから別物だというような考え方はございません。市販されているパンについても、これも同じことでございますので、提言していくということは考えてございません。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　3点目は、再生可能エネルギー対策についてであります。

今定例議会におきまして、岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定についての議案が提出されました。これは再生可能エネルギー電気の発電設備を整備したのから納付されたお金を基金に積み立てるものとなっています。

こうした仕組みを行えるのは、農山漁村再生可能エネルギー法を活用することで可能となります。農山漁村再生可能エネルギーは、農山漁村に豊富に存在する資源を農林漁業との調和を図りながら、再生可能エネルギー発電に活用し、売電収入の地域への還元、農業、農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結びつけていくための枠組みです。

本法は、各市町村が地域の基幹産業である農林漁業の発展に必要な農林地等を確保しながら、再生可能エネルギー発電を契機とする農山漁村の活性化を図る上で、有効なルーツを提供するものとなっております。

岩出市で対象となる場所は、山地域にある、もともと第2パイロット事業地に適用、今回この議案を精査する段階で、岩出市農山漁村再生エネルギー電気発電基本計画があることがわかりました。2016年（平成28年）9月に策定され、公表されているので、インターネット等で見ることが可能となっています。基本計画には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針を岩出市として打ち出しています。

まず、この基本計画について、いつ、どういう目的で作成されたのか、お聞きをいたします。

2つ目に、法律において、市町村の役割は何かということをお聞きします。

3つ目は、多様な関係者が参加する協議会における協議等を経て作成される基本計画において、その市町村が目指す再生可能エネルギーの導入のあり方や具体的内容を示すことで、地域主導の再生可能エネルギーの導入を推進することができる。

協議会を活用することにより、地域の合意形成をスムーズにし、再生可能エネルギーの導入を円滑に進めることができると手引には書かれていますが、協議会の有無、そして、構成はどのようになっていますでしょうか。

次に、基本計画の公表について。

過去に、私はこの山地域における太陽光発電の問題を一般質問しております。平成 29 年 6 月議会です。その中身については、住民への不安の解消や説明会の実施、景観と環境問題、集中豪雨での土砂災害の問題等を質問いたしました。

しかし、答弁では全くこの基本計画の存在すら報告がありませんでした。太陽光発電設備設置事業指導要綱のもとにお答えに、答弁としてはなっています。当然、独自に要綱を定め、それにのっとり進めていくことには間違いはありません。しかし、この場所は農山漁村再生可能エネルギー法を活用します。協議会を活用しながら、市町村が主導して再生エネルギー発電を推進するものとなっています。基本計画をもとに進められてきているにもかかわらず、全く説明がなかった。手引等では作成された基本計画は積極的に PR とも書かれています。

私は、一般質問において、市は説明するべきではなかったのか、このことについて市の見解をお聞きしたいと思います。

そして最後に、基本計画の内容についてです。

まず 1 つ目は、自然環境の保全と調和について。

2 つ目は、景観との調和について。

3 点目は、目標の達成状況についての評価について。

4 点目は、撤去と原状回復について。

どのように記載があるのか、お答え願いたいと思います。

○田畑議長 ただいまの 3 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員ご質問の 3 番目、再生可能エネルギー対策について、お答えいたします。

まず 1 点目、岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気発電基本計画は、いつ、どういう目的で作成されたのかについてですが、この制度では、再生利用が困難な農地等に再生可能エネルギー発電設備を誘導することなど、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入を促進し、地域の活性化を図ることを目的として創設されたものです。

岩出市におきましては、荒廃が進み、再生利用が見込めなくなった果樹園地に再

生可能エネルギー発電設備の整備を誘導することにより、無計画な農林地の転用を抑制し、それとあわせて、発電の利益の一部を市に納付させ、基金に積み立て、これを地域の農林漁業の健全な発展のための事業の財源として活用することを目的として、平成 28 年 9 月 9 日に基本計画を作成したものであります。

次に 2 点目、法律において、市町村の役割は何かについてですが、この法律は地域主導で再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図るものであることから、基本的自治体である市町村が中心的な役割を果たすこと前提としています。具体的には、国の基本方針に基づく基本計画の作成、基本計画の作成実施のための協議会の組織運営、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとするものの作成する設備整備計画の認定、認定設備整備計画の的確な実施を担保するための指導及び助言等とされております。

次に 3 点目、協議会の有無、構成はについてですが、協議会につきましては、平成 28 年 3 月 31 日に設置しており、構成につきましては、市再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者、紀の里農業協同組合、岩出市農業士会、関係住民、岩出市農業委員会、和歌山県としています。

次に 4 点目、基本計画の公表についてですが、基本計画の作成後、平成 28 年 9 月 13 日に市ウェブページに公表しております。

なお、先ほどのご質問で、前回の議会での一般質問で、答弁において、岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気発電基本計画について説明がなかったということなんですけども、平成 29 年第 2 回定例会の一般質問では、太陽光発電設備設置について、法規制や環境影響等へのご質問であったことから、開発指導の観点から答えさせていただいていたものでございます。

次に 5 点目、基本計画の内容についてですが、1、自然環境の保全と調和については、地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境の保全に十分配慮する。2、景観との調和については、当市は紀の川に沿って市街地や田園地帯が広がり、また、北部は和泉山脈が東西方向につながり、緑豊かな山並みを形成していることから、これらの景観が損ねないように適切な配慮を行う。3、目標達成状況についての評価については、目標達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画、その実施状況を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。4、撤去と原状回復については、再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が土地の賃貸借契約期間満了までに土地の原状回復する義務を負い、それまでに発生する費用の全てを負担することとするとしております。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず1点目に、農林水産省が出している基本計画の作成等の手引では、基本計画は市町村が中心となって作成します。また、設備整備者から基本計画の作成について、市町村に提案することが可能となります。市町村のイニシアチブを基本計画を作成するケースでは、設備整備者がいる場合、設備を整備しようとする場所等について、市町村から設備整備者にコンタクト、この段階で、市町村は地域活性化、土地利用、調整等の観点から、まちの振興計画と連携させつつ、基本計画の作成を開始、設備整備者がいない場合は、具体的な再生可能エネルギー発電設備の整備の計画に先立って、市町村が再生可能エネルギーの導入の検討を開始し、地域の活性化、土地利用調整等の観点から、あらかじめ基本計画を作成、設備整備者のほうから、逆に市町村に対し、基本計画の作成を提案するケースでは、発電設備の設備を行おうとする場所が決まっている段階で提案する場合、設備整備者が発電機設備を行おうとする場所を決めており、当該場所をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成を提案する。

また、それ以外に、他の方から市町村に働きかける場合があります。これは地域の活性化のための指標として、再生可能エネルギー発電の導入を考えている地域の方々が、その導入方法等も含めて、市町村に相談し、基本計画の作成を要請する場合です。

岩出市の場合は、これらのどの契機となって、この計画が進められてきたのか、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

協議会がつくられているということです。こちらの手引には、協議の内容、基本計画の円滑かつ確実な実施のため、協議会における協議の記録、または概要を作成するとともに、広く地域の住民の理解を深めるため、それを公表することが重要と書かれておりました。こうした協議会で話し合われた議事、また公表というのは、岩出市としてはやってきたのかどうかについて、お聞きをいたします。

質問の3点目は、基本計画内容の目標達成状況についての評価です。手引では、目標の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、基本計画の作成主体である市町村は、その実施状況について、自己評価することが重要です。そのため認定設備整備計画の実施状況と調査、目標が達成されない場合の原因分析など、基本計画の目標の達成状況の評価の方法を定めるようにしてくださいとあるが、その評価方法は岩出市として定めていますか。これをお聞きいたします。

次に、岩出市の計画では、10年間で11メガワット導入を目指すところがあるが、パネルの数にすれば何枚のパネルになるのかについて、お聞きをいたします。

毎年、認定設備整備計画、その実施状況を調査するとあるんですが、これは市で独自にできるのか、それとも専門家を交えて行っていくのか、これについてお聞きをいたします。

そして、目標年度までに達成されなかった場合の対応について、市は何か考えているのか、お聞きをいたします。

次に、市の計画では、再生エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が土地の賃貸借契約期間終了までに、土地を原状回復する。更地にして返還、義務を負い、それまでに発生する費用の全てを負担することとなっています。これは発電設備が放置されないように定めるようになっているものです。手引の中でも設備整備計画の審査を行うときには、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれるかどうか確認することとなっておりますが、こうした確認や撤去に関する計画は十分と言えるものになっているのかどうか、この辺をお聞きします。

次に、経済産業省のホームページからも資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドラインには、撤去及び処分の説明では、事業計画に基づいて、事業終了後、撤去及び処分費用を適正に確保するため、計画的な費用の積み立てを行うこととしています。これは事業計画策定の段階において、その費用を想定しない事業者が多数存在していることが報告されているためです。

そのため事業終了後に発電設備が放置されるといった状態を危惧しているから、こういうガイドラインにきっちり書かれている問題なんですが、撤去に必要な費用等の事業者への確認、これ行っているのかどうか、今後どうするのか、聞いているのかどうかをお聞きします。

次に、自然環境の保全と調和について、先ほどお答えになっていただきました。私が一般質問したときには、もちろん岩出市における規則における答弁で、こちらについて計画のほうは報告されなかったわけです。しかしながら、私が聞いてきたのも、自然環境の保全と調和、例えば、自然環境であったら、普通でしたら、環境アセスメントをとるのがいいのではないかとか、そういったものを事前に出しながら言ってきたわけですが、この自然環境の保全と調和について、どのように、また地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境の保全、これはどのように、今回配慮されてきたのか、これについてお聞きをいたします。

それから、最後にですが、住民の方々からは、やはりまだまだ不安の声が出てきています。これまでにある再生エネルギーの太陽光発電施設の問題だけではなく、農山漁村再生エネルギー法を活用したことであれば、これ事業者だけの責任においてではなく、市としても十分に説明責任を果たす義務が生まれていると考えられます。

市民の疑問や不安に対し説明をしていく、またしっかりと不安を解除するために、お答えになっていく必要があると考えますが、それについて、市としてどうしていくのかをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、事業に至った経緯についてですが、今回の事業地は、昭和 50 年代から、当時好調であったミカン、ハッサク等の果樹生産のため、岩出市の農業者が開拓組合を組織し、先進農地開拓事業により農政を行った果樹園でありまし。しかしながら、開拓事業の完成時には、果実の価格が暴落していたため、期待されていた生産高収益を上げることなく、長年耕作されることなく放置されてきたところ、組合員の高齢化と後継者不足が拍車をかけ、土地の管理もままならず、関係者は土地の有効利用を模索している状況となっております。

そのような中で、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が施行され、従来の農地関係法令では、困難であった土地利用への手段が示され、市としましても、地域の農業振興の発展に寄与するものであることから、土地所有者とともに事業を進めてきたものであります。

それと、促進協議会の協議内容につきましては、岩出市再生可能エネルギー電気発電促進協議会につきましては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律及び岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気の発電基本計画案について協議を行っております。

なお、公表については、情報開示請求をいただければできます。

それと、パネルの枚数につきましては、4万1,376枚となっております。

それと、自然環境の保全と調和につきましては、設備整備計画において、自然公園、鳥獣保護区など、自然環境の保全に係る法令等による規制がない区域であることを確認し、設備整備により希少な動植物が影響を受けないよう配慮してございます。

また、森林の伐採による水源の涵養などについても、1ヘクタールを超えない小規模な伐採であることを確認してございます。

それと、目標達成につきましては、毎年度、市において設備整備事業者に事業実施状況や財政状況について報告を求め、目標の達成状況について確認してまいります。

それと、パネルの撤去の関係なんですけども、基本計画及び設備整備計画では、企業終了後の撤去、原状回復を明記してございます。また、設備整備計画の認定申請書では、再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用、負担及び確保の方法として撤去及び原状回復の費用を算出し、年間売電収入の一部を20年間にわたり積み立て、これに充てることが記載されているものであります。

また、これを確実に履行させるため、毎年度、事業実施状況や財政状況について報告を求め、担保していく考えであります。チェック体制については市で行う予定としております。

一方で、県では国に対し、発電事業終了後、太陽光発電設備が放置される事態が発生しないよう、発電事業者による廃棄等の費用の積み立てを担保する仕組みについて、法整備を行うなど、実効性のある対策を早急に講じるよう、昨年度から要望し、国において、現在、太陽光発電設備の廃棄等、費用の積み立てについて、原則として外部積み立てを求める方向で、専門家による議論が行われたと聞いてございます。

それから、地域住民の安心感を得るためにどのようにできるかということなんですけども、岩出市太陽光発電設備設置指導要綱の規定に基づき、工事完了届出書を提出させ、計画どおり施工されているかを確認します。また、市民からの問い合わせ等があった場合には真摯に対応し、事業者に対し説明会の開催を促すなど、地域住民の情報提供に努めてまいります。

なお、設置工事完了後、市民の求めがあれば、現地の見学などの実施を事業所に対して働きかけ、地域住民の安心感を得られるように努めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 協議会の話合われた議事についての資料を請求をすれば開示するということです。手引では、先ほど言ったみたいに積極的に市民の理解を得るために公表することが重要だと。求められたら出すのではなく、公表が大事ではないかということで書かれていたんですが、もちろんこれを開示させていただいて、資料は請

求したいと思います。

もう一度、協議会にかけていただけたらいいと思うんですが、請求がなくても公表する、そういったお考えはないのかという点について、ちょっと1つ検討していただきたいなと思います。

あとは最後に、今現在、まだ施工中になっていると思うんですが、住民側からというよりも、地域に住まわれている方々は何を心配しているかといったら、雨降ったときに土砂が崩れてこないか、また、設置したパネルが台風などで飛ばされへんかというようなことも含めて、いろんな心配もあります。また、あその地形のことも、もちろん地域の中では住んでいらっしゃる方はよくわかっていらっしゃる方がいらっしゃったら、やっぱりどうなっているんだろうというのを心配すると思うんです。ちゃんとそれは見学会ができるように、必ず市民の方に、地域にお住まいの方には、必ずご報告して、できるようにしていただきたいということを必ずやっていただきたいということを求めます。

先ほど、終了すれば基金にお金をためるようというふうに言われていたんですが、例えば、もし設置事業者が倒産だったり、発電設備が、例えば放置されるといった状況になった場合、どのような形での対応になってくるのか、その辺だけ、市として対策は、万全な対策はとっているのかということだけ、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、会議の内容について、再度審議会のほうで検討してはどうかということですが、今回の件についての審議会は終了しておりますので、また、次回、こういう機会がある際には、ぜひともそういう積極的に公開になるように進めてまいりたいと思います。

それから、見学会については、事業者のほうにも了解をとっておりますので、そちらについても実現できるように考えていきたいと思っています。

それから、万が一、事業者倒産とか放置された場合に、パネルの撤去についてということですが、こちらにつきましては、実際にお金をこっちに預かるというような手段ができないと思われますので、有効性を確保するために、先ほど、事業部長のほうからも答弁いたしましたように、県としても、国に対して、法令による確実に履行を求める仕組みというものの設立というか、それを求めています。現在、

専門家により議論行われているということでございますので、市もその状況を注視しながら、確実な方法になるように、こちらも努力していきたいと考えています。

雨降ったときのご心配というご質問あったかと思うんですが、これにつきましては、岩出市のほうでは、都市計画法の開発による基準と同等の基準によりまして、太陽光発電の指導要綱というのをつくってやっておりますので、これを市の職員が完成届、書類の審査とともに、現地でも確認していきます。十分な防災対策がとれていることを確認したいと思います。

○田畑議長　これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

　　以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。